

## 学部学生のみなさんへ

湯島学生支援室 学生支援総括グループ  
(kousei.adm@ml.tmd.ac.jp)

### 大学独自の入学料・授業料免除等制度について

#### 【重要：大学独自の免除制度 申請資格について】

高等教育の修学支援新制度の**対象外**である学生（国籍・在留資格に関する要件、または大学等に進学するまでの期間に関する要件を満たさない者）は、大学独自の入学料・授業料免除を申請することができます。

※家計の経済状況に関する要件や学業成績・学修意欲に関する要件が理由で、高等教育の修学支援新制度の対象外の学生は、大学独自の入学料・授業料免除制度には申請できませんので、ご注意ください。

#### (1) 大学独自の入学料免除制度 [入学料：282,000 円]

##### ○免除

次の特別な事情により、納付が著しく困難であると認められる者

- 一 入学前1年以内において、入学予定者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学予定者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け入学料の納付が著しく困難であると認められる場合
- 二 前号に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある場合

※免除申請後は、決定通知があるまで入学料を納付しないこと。

##### ○徴収猶予

- 一 経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
  - 二 入学前1年以内において、入学予定者の学資負担者が死亡し、又は入学予定者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
  - 三 その他やむを得ない事情があると認められる場合
- 入学手続期間内に入学料の納付が困難で、学業が優秀と認められる者に対して許可される。

※猶予申請後は、決定通知があるまで入学料を納付しないこと。

#### ◆申請方法

- ① 入学料を入学手続き期間中に納付せずに「入学料徴収猶予申請書」のみを提出。  
「入学料徴収猶予申請書」は、下記 HP よりダウンロードしてください。

#### 入学料徴収猶予申請書

##### ●入学料「免除」を申請予定の場合

- ・日本人学生（様式 2-1）

[https://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumushien/Form2-1\\_AdmissionFeeDefermentApplication.pdf](https://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumushien/Form2-1_AdmissionFeeDefermentApplication.pdf)

- ・留学生（様式 2-2）

[https://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumushien/Form2-2\\_AdmissionFeeDefermentApplication.pdf](https://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumushien/Form2-2_AdmissionFeeDefermentApplication.pdf)

●入学料「徴収猶予」のみを申請予定の場合（免除申請をしない場合）

- ・日本人学生（様式 2-5）

[https://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumushien/Form2-5\\_AdmissionFeeDefermentApplication.pdf](https://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumushien/Form2-5_AdmissionFeeDefermentApplication.pdf)

- ・留学生（様式 2-6）

[https://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumushien/Form2-6\\_AdmissionFeeDefermentApplication.pdf](https://www.tmd.ac.jp/archive-tmdu/gakumushien/Form2-6_AdmissionFeeDefermentApplication.pdf)

<受付期間（入学料免除申請）>

各入試の入学手続期間中に「入学料徴収猶予申請書」のみを提出

<提出方法>

他の入学手続き書類と一緒に入試課へ提出してください。

② 他申請書類一式を所定の期間（4月頃）に提出する。

（提出期間は絶対厳守。提出期間を過ぎた場合は一切受け付けない。）

※免除制度・徴収猶予制度共に、全額免除を許可された者または徴収猶予を認められた者を除くすべての者は、告示後 14 日以内に入学金を納付しない場合、除籍処分となりますので、注意すること。

(2) 大学独自の授業料免除等制度〔授業料（半期分）：321,480 円〕

○免除

経済的に困難な学生であり、かつ、学業優秀と認められる場合、授業料を免除する制度である。

※免除申請後は、決定通知があるまで授業料を納付しないこと。

（申請期間（前期 4 月頃/後期 9 月～10 月上旬頃）は絶対厳守。提出期間を過ぎた場合は一切受け付けない。）

○徴収猶予

授業料の納付が困難で、学業が優秀と認められる者に対して許可される。

※猶予申請後は、決定通知があるまで授業料を納付しないこと。

◆申請方法

申請方法は HP に詳細が記載していますので、ご確認ください。